中央市消防団員向けアプリ導入及び運用業務委託

仕様書

1　委託名

中央市消防団員向けアプリ導入及び運用業務委託

2　業務の目的

消防団活動における出動要請、情報共有、活動報告等の一連の業務をシステム化し、消防団員（以下「団員」という。）の災害対応における質の向上及び市担当職員（以下「職員」という。）が行う消防団に関するスケジュール管理、出動報酬の計算、事務連絡等の事務（以下「庶務」という。）の業務負荷軽減を図ることを目的とする。

3　業務概要

本業務は火災・災害対応等の消防業務において、火災・災害発生情報をスマートフォンに迅速に伝達し、災害時における出動状況や現場状況の迅速な共有による現場活動の効率化や火災発生時またはその他団活動等による団員の出動を要する事案（以下「事案」という。）の庶務の効率化を図ることを目的とするアプリケーションシステムの導入である。

4　委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

5　委託上限金額

１，３８６，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、人件費、ライセンス費、システム構築費等業務委託に係る一切の費用を含むものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、予算規模を示すために明示するものである。

6　業務内容

業務内容は以下を想定している。

（1） アプリケーションの導入

「中央市消防団員向けアプリ導入及び運用業務委託システム機能要件一覧」（別紙１）に記載された機能を有するアプリケーションの導入。

（2） 初期登録

システムの稼働に必要な各種マスターデータ（市が提供する消火栓、防火水槽等の水利位置図）の初期登録を行うこと。

（3） 操作研修の実施

アプリケーション導入及び初期登録の実施後、速やかに管理者用マニュアル及びアプリユーザー用マニュアルを作成し、本市と協議したうえで職員及び団員あわせて（65 名を対象に）1 回あたり 2 時間程度の操作説明会を年に 1 回対面方式で実施すること。また、対面方式とは別に市と協議し団員希望者へオンラインでの説明会も必要に応じて実施をすること。

（4） 運用保守

アプリケーションシステムが正常かつ円滑に稼働できるように、機能維持を図るための万全な保守体制をとること。また、アプリケーションシステムに障害が発生した場合には、電話等により確実かつ緊密に連携がとれる連絡体制を設けるとともに、早期の復旧を図ること。

7　前提条件

（1） インターネット回線

インターネット回線に接続し、下記の動作環境でサービスが利用可能であること。また、今後の OS やブラウザのバージョンアップにも追加費用なく無償で対応すること。

【パソコン】

OS：Windows11pro 対応

ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome

【スマートフォン】

Android12.1 以降、iOS16.1 以降

（2）セキュリティ

情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）を取得していること。

8　業務の実施体制

受託者は、業務を円滑に進められるよう適切な人員配置を行い、市と緊密に連携をとりながら業務を進めること。

9　システム利用者数

管理者機能及び一般ユーザー機能それぞれのアカウント数の想定は以下に示すとおりである。なお、本利用者数を超過する場合、協議のうえ、次年度以降の利用料を決定することとする。

・管理者機能：65 アカウント（部長以上）
・一般ユーザー機能：団員の条例定数以内

10　業務スケジュール

・アプリケーションシステム構築業務：契約締結日から令和８年９月３０日（水）
・アプリケーションシステム試用期間：本稼働前の２週間程度
・アプリケーションシステム本稼働期間：試用期間終了後から令和９年３月３１日（水）

※本稼働開始は令和８年１０月１日（木）を想定。詳細は本市との協議により決定。

11　成果物

・操作説明会資料（PDF・動画形式）
・管理者用マニュアル（PDF）
・アプリユーザー用マニュアル（PDF）
・その他、市が必要と認める資料

12　委託料の支払条件

構築業務については、業務の完了を確認した後、受託者からの請求に基づき支払いを行う。

本稼働以降の運用業務については、毎月の業務完了後、受託者からの請求に基づき支払いを行う。

13　個人情報保護

本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第７５号）及び中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年中央市条例第１８号）に基づき、適正に取り扱うこと。受託者は業務上知り得た情報について、一切第三者に漏らしてはいけない。また本業務終了後も同様とする。

本業務を履行するうえで、個人情報の漏えい等の問題を把握した場合には、直ちに被害の

拡大防止等のための必要な措置を講ずるとともに、市に問題が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び被害者への対応等について、直ちに報告すること。

14　その他

業務の目的を達成するために、職員は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うものとし、受託者は協議のうえでこの指示に従うものとする。

その他業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項や疑義または作業等が生じた際には、双方協議のうえ決定する。

別紙１

中央市消防団員向けアプリ導入及び運用業務委託システム機能要件一覧

項目		機能要求事項
基本要件	1	国内にデータセンターを設置するクラウド型のサービスで、運用に支障のない十分なスペックを有するサーバー機等で構成されていること。
	2	システムがWindows、Android及びｉOSの各OSに対応していること。また、OSが混在していても動作すること。
	3	システムの積極的なバージョンアップを図るとともに、各ＯＳの環境変化等に対応できる仕組みであること。なお、当該バージョンアップに係る本市の負担（作業量）が少ないよう配慮すること。また、システムのバージョンアップがある場合は随時、無償で最新版を提供し、その費用は原則として無料とすること。
	4	管理アカウントへの不正アクセスや情報漏えい、ウイルス感染などに対するセキュリティ対策及びデータ復元機能が講じられていること。
管理機能	5	カテゴリ及び出動対象（グループ）を選択し、事案を登録・編集・参照できること。
	6	作成する事案は即時出動と活動予定に区別し、アプリで閲覧した際に違いが判別できること。
	7	入退団による団員の入れ替えなど、利用者の変更も柔軟に対応可能であること。
	8	出動対象団員とチャット形式でテキストによるコミュニケーションがとれること。
	9	外部システムとのメール連携により、事案を自動作成できること。
	10	事案番号等により、火災発生から鎮火・誤報など同一事案の状態が変化した場合、同一事案として認識できること。
	11	連携した情報に座標情報がある場合、システム上で火点を表示できること。
	12	マナーモードに設定された端末でも強制的に端末を鳴動させることができること。
	13	団員の活動記録を事案ごとに項目を絞り込んでCSV出力できること。
	14	事案ごとの各団員の活動時間を期間やカテゴリ等で絞り込んで自動集計し、Excel形式で出力できること。
	15	管理画面から削除したアカウントが新たにアプリへログインできないように制御すること。
	16	消火栓、防火水槽、消防水利、その他等の水利情報を登録・編集・削除できること
アプリ機能	17	ログイン認証を行う仕組みとし、一度ログインした後はその認証が維持されること。
	18	各種通知の要否を設定できること。
	19	事案の一覧及び場所・種別・状況等の事案詳細を表示できること
	20	事案やその他活動への出動可否やアンケート機能を有すること。
	21	事案ごとに出動対象となる他団員の出動状況を確認できること。
	22	テキストのほか、PDF及び画像を投稿できること。
	23	水利情報を消火栓、防火水槽、その他等、種別ごとにアイコンを区別して表示し地図上で確認できること。